

# 「水道メーターの口径を変更する給水装置工事申請」について

平成27年度より、水道メーターの口径を変更する給水装置工事については、水栓番号、需要者番号が異なるものも含め、「改造工事」としてご提出ください。

※これまで水栓番号、需要者番号が異なるものについては、「新設工事（廃止・減免）」でご提出いただいていたのですが、事務手続きを簡略化する目的から、平成27年度以降は「改造工事」でご提出ください。水栓番号、需要者番号につきましては、水道局側で統一処理させていただきます。

【給水装置工事施行承認願の水栓番号、需要者番号、メーター番号欄については空欄にし、右上欄外に旧水道メーターの水栓番号、需要者番号、メーター口径、メーター番号を鉛筆でご記入ください。】

※共同住宅を対象とする工事など、メーターの数が増減するものについては新設（廃止・減免）でご提出いただくこともできます。

※平成27年4月1日提出分からの適用となります。